

ポイント③ 認知症の人と家族への支援の強化

【課題】

- 1 認知症の人や家族への支援
- 2 権利擁護の推進
- 3 自宅での生活が困難な場合の支援

【課題解決の方向性】

認知症の人が意見発信することにより、認知症への社会の理解を深めるとともに、認知症の人やその家族の視点を施策に反映させます。若年性認知症^{※21}は、高齢者の認知症とは違った課題もあり、現状を把握し、普及啓発による早期診断・早期対応につなげ、その特性に配慮し就労・社会参加支援等を推進します。

認知症の人を支える家族へは、地域で気軽に立ち寄れる場の開設や自宅での介護が困難になった時の施設への入所など家族の負担軽減のための支援をしていきます。

1 認知症の人や家族への支援

(1) 認知症の人や家族への支援を強化する。

- ①サロンや公民館活動等への社会参加を促進する。
- ②地域の中で孤立しないように、本人や家族が気軽に出掛けられる居場所を作る。
- ③本人の生きがい・やりがいづくりとして、残された力を発揮できる場を提供する。
- ④気軽に介護の相談ができる場を提供する。
- ⑤必要に応じた、速やかな医療・介護サービスの導入を支援する。
- ⑥認知症のステージに合わせた、介護の対応力向上を支援する。
- ⑦適切なレスパイトケア^{※22}を受けることのできる体制を構築する。

〈具体策〉

- 1) 地域の中での通いの場づくりの支援
- 2) 認知症カフェの活用
 - * 認知症カフェ・・・「出会い、つながる、居心地のいい場所」
 - ・同じ認知症の人や家族に出会える、多くの地域の人と触れ合える場所
 - ・誰もが気軽に立ち寄り、お茶を飲み、会話を楽しむ居心地の良い場所
 - ・気軽に認知症の相談もでき、必要な関係機関につながるきっかけになる場所
- 3) 認知症サポートリーダーの活動
 - ・地域の実情に応じた認知症への理解を深めるための普及啓発活動
 - ・認知症地域支援推進員と協働した認知症の人と家族の支援強化につながる地域資源づくり
- 4) 認知症の人と家族の会の活動支援
- 5) 相談窓口の充実と普及(再掲)
- 6) 訪問診療スタート支援事業
- 7) 家族介護教室の開催
- 8) レスパイトケアの利用で家族介護者の就労支援と一時的な休息を提供

(2) 若年性認知症の人への対応

- ①若年性認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。
- ②早期に正しい診断を受けることの必要性を周知する。
- ③相談体制を強化する。
- ④生きがいつくり・就労の場に通えるように支援する。

〈具体策〉

- 1) 相談窓口の紹介
- 2) 認知症カフェの活用(再掲)
- 3) 若年性認知症のリーフレット作成
若年性認知症への理解促進のための普及啓発と、相談窓口の記載でスムーズな支援開始を目的に作成
- 4) 岡山若年性認知症の人と家族のつどい(ひまわりの会)への支援
- 5) 若年性認知症のサービス、つどいの場の検討(支え手としても活動できる場)

(3) 認知症の人が生活しやすい環境づくりの支援

- ①本人とその家族が意見を発信できる場を設ける。
- ②在宅生活を継続するための相談体制の充実を図る。
- ③自立支援に資するケアマネジメントによる環境整備を図る。

〈具体策〉

- 1) 本人ミーティングの実施
* 本人ミーティング・・・認知症の人がつどい、本人同士が自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分達のこれからのより良い暮らし、地域のあり方を一緒に話し合っていく場
- 2) 認知症の人とその家族の講演会実施
- 3) 認知症初期集中支援チームによる支援強化(再掲)
- 4) 住宅改修等の利用
- 5) 運転免許証の更新手続に関する相談窓口の活用

2 権利擁護の推進

(1) 認知症高齢者への虐待の防止、早期対応

- ①関係機関と連携して、高齢者虐待^{※23}等に対し早期に適切な対応をするとともに、虐待防止の啓発や防止の大きな要素となる家族の介護負担の軽減となる取り組みを行う。

〈具体策〉

- 1) 高齢者虐待防止アドバイザー^{※24}の配置
- 2) 高齢者虐待防止アドバイザー会議^{※25}の開催
- 3) 高齢者虐待防止専門職員^{※26}の配置
- 4) セルフネグレクト(生きるために必要な行為を、自らの意思で行わない状況)への対応
- 5) 虐待防止の啓発

(2) 成年後見制度の利用促進

①認知症高齢者の財産管理の問題や、身上監護面の配慮、経済的虐待等の対応に向け、成年後見制度の利用を促進する。

②市民後見人^{※27}を育成し、認知症高齢者への支援を推進する。

* 成年後見制度・・・認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な方に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を家庭裁判所が選任し、本人の財産や権利を保護し、支援する制度

〈具体策〉

- 1) 成年後見制度の周知、関係機関との連携
- 2) 市民後見人の育成・活用
- 3) 中核機関の設置検討

3 自宅での生活が困難な場合の支援

(1) 本人の状況だけでなく、家族・介護者、地域の環境等の状況により、自宅で暮らし続けることが困難となった場合、必要な支援を受けることができる体制を作る。

〈自宅での生活が困難な状況とは〉

- ・認知症の人の症状が進み、精神症状の悪化や身体的な症状も出てきた場合
- ・中心となる介護者が精神的に介護疲れを起こしている場合
- ・家庭内の困難な事情や暮らしている地域環境の問題がある場合

(高齢者の家族間で介護する“老老介護”、夫婦ともに認知症でありながら、症状の軽い人が重い相手を介護する“認認介護”、一人暮らし、山間部など周囲に協力が得られない環境等)

〈具体策〉

- 1) グループホーム、特別養護老人ホーム等入所施設に関する情報提供
- 2) 介護保険施設等での認知症対応力向上
 - ① 介護保険施設職員への研修
 - ② 介護保険施設等への認知症に関する情報提供